

社会福祉法人 有誠福祉会
単独型短期入所生活介護事業所 ショートステイ国府
介護予防単独型短期入所生活介護事業所 ショートステイ国府
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人有誠福祉会（以下「事業者」という。）が開設する介護予防・単独型短期入所生活介護事業所が行う単独型短期入所生活介護事業所「ショートステイ国府」（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名 称 単独型短期入所生活介護 ショートステイ国府
- 二 所在地 徳島県徳島市国府町早淵 734 番地
- 三 定 員 30 人 (1 ユニット 10 名×3 ユニット)

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 医師 1名 (嘱託契約)

医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持の為の適切な措置をとる。

三 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

四 看護職員 常勤 1名

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

五 介護職員 12名以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

六 栄養士 1名

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

八 調理員 適当数

調理員は、献立に基づき給食を調理し配膳を行う。

九 事務職員 適当数

事務職員は、必要な事務を行う。

(指定短期入所生活介護の内容)

第5条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。

二 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。

三 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

四 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

五 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

六 指定短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(短期入所生活介護計画の作成)

第6条 管理者は、相当期間（概ね連続する4日間）以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を

作成するものとする。

2 管理者は、上記の短期入所生活介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 訪問介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な個室を利用した場合の利用料

(2) 滞在費（ユニット型個室）1日 2,006円（第1段階 820円・第2段階 820円・第3段階 1,310円）

(3) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く）

(4) 食材料費 1日当たり 1,445円

（第1段階 300円・第2段階 600円・第3段階①1,000円・第3段階②1,300円）

(5) 理美容代（実費）

(6) その他、日常生活上の便宜に係る費用（実費）

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、徳島市・名西郡・阿波市・吉野川市・板野郡とする。

他の地域については本人、家族等と協議し実費程度徴収することがある。

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。

二 火気の取扱いに注意すること。

三 ケンカ、口論、泥酔、誹謗中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしない事。

四 その他管理上必要な指示に従う事。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定短期入所生活介護の提供にあたる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

事業継続計画（BCP）の策定

災害等の緊急事態に事業の継続、早期復旧を図る事ができるよう、平常時より施設内において〔①利用者、職員の安否状況②人員の確保③物資（食料等）備蓄状況④情報の取得、伝達〕を事前に取り決めておき有事の際には迅速かつ的確に行動出来るように取り組んでいく。

（高齢者虐待防止、身体拘束等）

第12条 本事業所は、ご利用者などの人権の擁護・虐待の防止等の為に次に掲げる通り必要な措置を講じます。

研修などを通じ、従業者の人権意識の向上や知識及び技術の向上に努め、支援にあたっての悩みや苦労などを相談できる体制を整えます。また、権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

本事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いませんが、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、本事業所はその様態及び時間、その際の利用者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし又業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- 二 繼続研修 隨時
- 3 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、開設法人の代表者と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 3 月 21 日 一部改正

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

この規定は、令和 4 年 6 月 1 日 一部改正